

広島県告示第四百四十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川江の川水系西城川・神野瀬川ブロック河川整備計画を平成二十年二月八日に定めた。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県備北地域事務所建設局及び備北地域事務所建設局庄原支局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山